

令和元年度香川県募集型企画旅行（個人型）商品造成・販売等事業委託業務（関西圏） 仕様書

1 委託業務の名称

令和元年度香川県募集型企画旅行（個人型）商品造成・販売等事業委託業務（関西圏）
（以下「業務」という。）

2 発注者

公益社団法人 香川県観光協会 会長 三矢 昌洋（以下「協会」という。）

3 委託期間

契約締結の日から令和2年3月31日（火）まで

4 契約限度額

1, 150, 000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※消費税率は、8%とすること。消費税率の引き上げに伴い、委託契約に変更が生じる場合には、金額確定後に変更契約を行う予定。

5 事業目的

関西圏からの観光客をターゲットに、1泊2日以上の旅商品を作成・販売し、香川県の観光地の魅力発信と年間を通じた継続的な観光客の周遊を促進することで、交流人口の拡大を図ることを目的とする。

6 委託内容

旅行業第1種又は第2種の資格を有し、募集型企画旅行（個人型）を実施するものとし、委託内容は次のとおりとする。

（1）旅行商品の造成業務

- ① 本業務で造成する旅行商品は、受託者において香川県内の観光地等を周遊し、県内の宿泊施設で宿泊する企画を立案し、協会と協議の上、決定するものとする。
- ② 関西圏から送客する旅行商品の造成を原則とするが、首都圏を除くその他の都市圏から効果的な送客が見込まれる場合は、提案すること。
- ③ 旅行の催行期間は、令和元年12月1日から令和2年3月22日までとする。（ただし、12/28～1/3の期間中の宿泊を除く。）
- ④ 行程は、1泊2日以上とする。
- ⑤ 期間中に、1,000人泊以上を送客することとする。ただし、実際の送客実績が1,000人泊に満たなかった場合は、契約書の定めにより、委託金額を減額するものとする。
- ⑥ 旅行商品の参加に係る費用は参加者から徴する旅行代金でまかなうものとする。

（2）販売等業務

① 関西圏及び提案のあった首都圏を除くその他の都市圏において、受託者の店頭やパンフレット、チラシ、Webなどの広報ツールを活用し、旅行商品の効果的な情報発信や参加者の募集を実施すること。

② 上記（１）の旅行商品の造成後に、速やかに販売開始すること。

（３）旅行商品の検証

催行した旅行商品について、販売上の課題や参加者の属性等について検証を行なうこと。

（４）報告書の作成等

本業務について、上記（１）～（３）を報告書として取りまとめること。

（５）対象経費

本業務の委託料に含まれる経費としては以下の通りとし、委託費に含まれない経費については受託者が負担するものとする。受託者が負担する経費についてはツアー参加者からツアー料金として徴収するものとする。

【対象経費】

パンフレット、Webページ等広報ツール制作・運用費、参加者特典に係る経費等

（６）その他

① 受託後、速やかに旅行商品の造成、販売等のスケジュールを作成し、協会と協議の上、事業を実施すること。

② 進捗状況進捗状況については、随時、協会へ報告すること。

7 成果報酬等

期間中に1,000人泊以上の送客実績があった場合には、以下の成果報酬を委託料に加算するものとする。

【加算計算式】

1,000人泊×10%以上	・・・	100,000円	（消費税等含む）
×20%以上	・・・	200,000円	（消費税等含む）
×30%以上	・・・	300,000円	（消費税等含む）
×40%以上	・・・	400,000円	（消費税等含む）
×50%以上	・・・	500,000円	（消費税等含む）

8 再委託

契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、協会の承認を得ることとし、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出すること。

9 総括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

10 成果品

本業務において作成した事業報告書及びパンフレット等広報ツールなどの成果品は、旅行商品の催行期間終了後、速やかに紙媒体及び電子媒体で1部、提出すること。

11 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは協議のうえ、定めることとする。
- (2) 但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについて本業務に含まれるものとする。